

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 5 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22 年 7 月 31 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 5 月から 22 年 5 月までは 240 円、同年 6 月は 600 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 17 日から 23 年 10 月 1 日まで

「年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ」が日本年金機構から届き、亡夫に係る A 社 B 支店における厚生年金保険の記録が見付かったことを知った。

しかし、当該記録について、資格喪失日が確認できないことから、日本年金機構は同機構の基準により当該記録の被保険者期間を設定したが、当該被保険者期間には納得できない。

保管していた履歴簿によると、亡夫は A 社に、昭和 17 年 1 月に入社し、転勤や出向等があったが、57 年 12 月に定年退職するまで継続して勤務しており、申立期間は同社 B 支店及び同社の関連事業所である C 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る履歴簿及び身上調書には、申立人が昭和 21 年 5 月 7 日から同社の B 支店 D 業務課に勤務、以後 22 年 8 月 1 日に同社解散のため退職、その後、引き続き C 社に入社、24 年 4 月に同社解散のため退職した旨が記されている上、A 社の社史には、同社解散に伴い、C 社が 22 年

7月に設立されたことが記されており、これらのことから判断すると、申立人が、申立期間のうち、21年5月17日から22年8月1日までの期間は、A社B支店D業務課に勤務し、同日以降は、C社において勤務していたことが推認できる。

ところで、申立人のA社B支店に係る年金記録について、日本年金機構は、同機構における紙台帳等の調査結果において被保険者記録が判明し、同機構の基準による当該記録に係る被保険者期間を、昭和21年5月17日から22年7月1日までとして、申立人の妻に通知している。

そこで、当該通知の基となったA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿の劣化により、申立人に係る資格喪失日欄が破損しており、当該資格喪失日欄に記されていたはずの日付を確認することができないところ、当該被保険者名簿及びC社に係る被保険者名簿によると、A社B支店における被保険者記録の後にC社における被保険者記録を有する者は申立人のほかには二人のみであり、当該二人のA社B支店における資格喪失日は、いずれも昭和22年7月31日となっている。

また、前述の二人のうち連絡先が判明した一人は、「E組織による命令により、A社は、昭和22年7月に解散した。私が所属していた同社B支店のD業務課が、同年7月頃にC社として発足することになった。」と陳述し、併せて、当該D業務課の課長の名前を挙げているところ、当該D業務課の課長であったとされる者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、A社B支店における同人の資格喪失日は、昭和22年7月1日と記されている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年5月17日、喪失日は22年7月31日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録から、昭和21年5月から22年5月までは240円、同年6月は600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年7月31日から23年10月1日までの期間について、A社は、「当時のA社B支店における給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除については不明。また、申立人がC社に勤務していた期間について、当時のA社と申立人との雇用関係は継続していなかったと考えられるため、C社における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について、当社では分からない。」と回答している上、C社は、24年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、49年に解散しており、事業主の所在が不明のため、これらから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年10月1日であり、同日以前に同社が適用事業所となった記

録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、A社B支店及びC社の両社における厚生年金保険の被保険者記録を有する前述の二人について、申立期間のうち昭和22年7月31日以降の期間において、A社、C社及びA社の関連事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15181

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の前後を通じ、A社B出張所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間に係る厚生年金保険料については、申立人の給与から継続して控除したと思われる。」旨回答している。

さらに、前述の人事記録を見ると、申立期間の前後を通じ、申立人の所属部署及び職務内容に変更は無い上、申立期間と同期間が厚生年金保険の空白期間となっている複数の元同僚は、「給与から厚生年金保険料を控除されなかった記憶は無い。申立人も自身も、申立期間の前後において、勤務内容等が変わったことも無かった。また、申立期間当時、B出張所における給与計算及び社会保険の事務は、本社が行っていた。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B出張所は昭和44年9月30日に厚

生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付したと思われる旨回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和30年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年4月から59年3月まで

両親は、制度が始まった時から国民年金に加入していたので、私についても、昭和50年4月頃に、母が、自宅兼店舗に来ていた集金人に加入手続を行ってくれたはずである。

私の申立期間の国民年金保険料については、母が、自宅兼店舗に来ていた集金人に、両親及び住み込みの従業員の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA県B市の国民年金被保険者名簿によると、「適用特別対策分59.10.31」と押印されていることが確認できることから、当該押印について、同市は、「適用特別対策分とは職権適用のことである。」旨回答していることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和59年10月頃に職権により払い出されたことが推認でき、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする申立人の母親からも陳述を得ることができないことから、申立人の加入手続及び当該期間の保険料納付について具体的な状況を確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して、昭和60年8月8日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書の作成時点において、申立期間のうち、58年7月から59年3月までの国民年金保険料

は過年度納付が可能であり、申立人は、「納付書が送付されてきた記憶は有るが、母に全て任せていたので、国民年金保険料額などの具体的な記憶は無い。また、母から保険料を遡って納付したなどの詳しい話を聞いた覚えもないが、母は、納付書が手元があれば納付していたはずである。」旨主張しているものの、前述のとおり、申立人の母親から陳述を得ることができず、過年度納付について具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地であるB市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は9年間に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人及び当該期間当時の住み込みの従業員から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6826（大阪国民年金事案 3316、4297、5512、6310、6477、近畿（大阪）国民年金事案 6563、6662 及び 6766 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年6月に国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は月額5万8,000円であり、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにしたいと思い、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであり、当時の担当者を特定し、事情を聞くなどの調査を希望するなど、8回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

今回、私の国民年金手帳が見付かったので新たな資料として提出する。当該手帳からも私が国民年金保険料を真摯に納付していたことが分かるので、改めて審議をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管する申立人の資格取得申出書が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、当該期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 社会保険事務所では通常、申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないとは回答しているところ、前述の資格取得申出書以外の申出書の存在は確認できず、そのほか、申立人に係る別の資格取得申出書が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらないこと、iii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で保険料を納付したと申し立てしているところ、A県B市では、資格取得申出書を受領後は、一旦、社会保険事務所に転送し、同事務所から高齢任意加入が可能であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に、初

めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することはない旨回答していること、iv) 申立人は、2年7月当時の同市C区役所保険年金課の職員名簿を新たな資料として提出し、改めて当時の担当者を特定して、自身が国民年金の任意加入手続を行ったことを確認してほしい旨申し立てしているところ、同区に対して、上記名簿を基に再調査を依頼したが、当時の担当者を特定できる回答は得られなかったことなどから、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）の決定に基づき、21年10月2日付け、22年5月28日付け、23年3月18日付け、24年4月27日付け及び25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、i) 資格取得申出書の写しを新たな資料として提出し、改めて調査及び審議をするよう申し立てしているが、当該申出書の写しは、平成3年2月20日にB市C区において受け付けられた申立人に係る資格取得申出書であり、申立人の主張する内容について照会したところ、同区及びD年金事務所の回答からは申立人の主張を裏付ける事情は確認できないこと、ii) 「任意加入手続の前にE銀行F支店（当時）の預金口座から10万円を引き出ししており、銀行の出金記録は、時間が経過しているため資料として集めることができなかったが、改めて調査・審議をしてほしい。」旨申し立てしているが、当該主張は、申立人からこれまでの調査において既に聴取し、審議をしている内容であること、iii) 「平成5年6月7日にB市C区役所に行ったときに、2年6月から任意加入ができていた旨の説明があったことが判明している。」と申し立てしているが、同区の国民年金被保険者名簿により、「5.6.7本人来庁 納付キログ確認」の記載が確認できるものの、申立人が2年6月から任意加入したことをうかがわせる記載は確認できない上、3年2月20日に任意加入していることが確認でき、当該日付は任意加入に係る資格取得申出書の受付日と同日であることなどから、年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）の決定に基づき、25年8月23日付け、26年1月24日付け及び同年7月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料として国民年金手帳を提出する。当該手帳からも私が国民年金保険料を真摯に納付していたことが分かるので、改めて審議をしてほしい。」と申し立てしているが、提出された国民年金手帳（一部の写し）によると、申立人は、昭和44年3月6日付けで国民年金に任意加入していること、及び昭和44年度の国民年金保険料を納付していることは確認できるものの、申立人の申立てどおり平成2年6月頃に改めて国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できないことから、当該資料は大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（京都）国民年金 事案 6827

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は昭和45年4月に結婚し、47年の初め頃にA県B市C区に引っ越した。その後間もなく、当時の夫は、同区役所において私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に区役所の集金人に自宅において納付してくれていた。当時の夫とは50年6月に離婚したことから年金手帳等の資料は手元に残っていないが、集金人に納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、昭和47年の初め頃にB市C区に転居後、当時の夫が私の国民年金の加入手続きを行い、自身の保険料と一緒に集金人に自宅において納付してくれていた。」と主張しているところ、特殊台帳によると、当時の夫に関しては、申立期間は全て保険料納付済期間となっていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和50年2月7日にB市C区において払い出されていることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続きは申立期間の終期から約10か月後の同年1月頃に行われたものと推認されることから、申立人が主張する加入手続き時期とは符合しない上、当該加入手続きが行われるまで、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人が主張するとおり、当該期間当時において当時の夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付することは制度上困難である。

また、前述の国民年金加入手続き時点において、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、

同年10月から49年3月までの保険料は遡って過年度納付することが可能であるが、申立人の当時の夫からは当該期間の保険料を遡って納付したとする陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料は当時の夫が納付してくれたので、私は直接関与しておらず、具体的なことは分からない。」と陳述している上、当時の夫も、「申立期間における当時の妻及び私自身に係る国民年金保険料の納付方法及び納付場所などの詳細についてはよく覚えておらず、当時の妻の年金手帳など、当時の状況がうかがえる資料も残していない。」旨陳述していることから、申立人に係る申立期間の保険料納付についての具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行い、B市C区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6828（近畿（和歌山）国民年金事案 6621 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年3月まで

時期は覚えていないが、A県B市役所から夫婦の過去の未納分の国民年金保険料についての納付書が自宅に届いたので、当該保険料を同市役所の国民年金の窓口で一括して納付したことを覚えている。

国民年金保険料の納付金額については覚えておらず、領収書も残っていないが、間違いなく20歳まで遡って保険料を納付したはずであり、一括して納付したのはこの1回だけである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

そこで、新たな資料を探したところ、C資料が見付かり、これによると、昭和54年5月28日に「国民年金77,280」の記載があることから、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは間違いない。当該C資料を提出するので、再度、審議してほしい。

なお、昭和36年9月から37年4月までの期間（D社）及び38年12月から41年8月までの期間（E社）は、いずれも脱退手当金を受給済みであったことが判明したので、今回は、申立期間を変更した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月8日にB市において払い出されており、申立人が所持する国民年金保険料納付書兼領収証書によると、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年9月10日に納付している

ことが確認できることから、国民年金の加入手続は、同年9月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、ii) 申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる51年9月時点では、時効期限を越えて保険料の納付が可能な第2回特例納付制度(実施期間 昭和49年1月から50年12月まで)は既に終了しており、第3回特例納付制度(実施期間 昭和53年7月から55年6月まで)を利用して、申立期間の保険料を納付することは可能であるところ、申立人は、当該保険料の納付時期を記憶していない上、保険料を一括納付したのはB市役所の窓口であるとしているが、同市によると、同市役所の窓口では特例納付保険料を収納していなかったとしており、申立人の陳述と符合しないこと、iii) 当該期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年11月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「提出したC資料に記載されているように、昭和54年5月28日に申立期間の国民年金保険料として7万7,280円をB市役所に出向いて窓口で納付した。」と主張しているところ、i) 当該日に申立期間の国民年金保険料を納付する場合、第3回特例納付制度を利用して納付することとなるが、当該期間に係る保険料額は36万4,000円(4,000円×91か月)となり、記載金額とは大きく乖離<sup>かいり</sup>していること、ii) B市は、同市役所の窓口では特例納付保険料を収納していなかったとしている上、当時、同市役所内には、F銀行G出張所があったが、同行は、同出張所において国庫金の取扱いを開始したのは、55年5月26日からであるとしており、申立人の主張と符合しないこと、iii) C資料に記載されている7万7,280円は、昭和54年度の前納保険料額の二人分と一致しているところ、申立人及びその夫に係る特殊台帳及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立人及びその夫は同年度の保険料を前納により納付していることが確認できることから、当該記載は同年度の夫婦二人分に係る保険料の合計額を記載したものと考えるのが自然であることから、申立人から提出されたC資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15182（奈良厚生年金事案 774 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（昭和19年9月30日以前は、労働者年金保険）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月30日から20年8月16日まで

A社に係る厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、当該被保険者記録は無いとの回答を受けたので、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）に年金記録の確認を申し立てたが、平成22年8月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

その後、当初の申立期間（昭和19年9月30日頃から20年9月1日まで）のうち昭和19年9月30日から20年8月15日までの期間について、年金事務所に厚生年金保険被保険者資格の確認請求を行ったが、却下されたので、当該却下処分の取消しを提訴し、その結果、裁判所の判決により、私が当該請求期間において、A社に勤務していたと認定された。

また、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日付け総務大臣決定。以下「基本方針」という。）の別表3及び別表2において、厚生年金保険料控除を認める例として記載されている内容を踏まえて、学校の同級生と一緒にA社に入社した者に係る厚生年金保険の記録と自身の記録を比較すると、私だけが申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されなくなったとは考えられない。

以上に述べたところにより、申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

初回の申立てについては、同僚の証言及び申立人の業務内容に係る具体的な記憶から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、  
i) 同社において、昭和20年8月まで一緒に勤務したと申立人が名前を挙げ

た同僚は、19年6月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、いずれも、申立人の同社における資格取得日は同年3月15日、資格喪失日は同年7月1日と記録されており、オンライン記録とも一致していること、iii) 同社の後継事業所は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと等を理由として、奈良委員会の決定に基づき、平成22年8月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B地方裁判所判決正本(写し)及びC高等裁判所判決正本(写し)を提出しているところ、当該いずれの正本(写し)においても、申立人が昭和19年9月30日から20年8月15日までの期間において、A社に使用されていたと認められる旨が記されているものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況については、言及した記述が見当たらない。

また、申立人は、基本方針の別表3に、「申立人が申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの」の一つとして、「同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの」と記されていることについて、「当該記載は、年金記録に空白期間があっても、当該空白期間における勤務が確認できれば、当該空白期間に係る年金記録の申立てを認めるという趣旨である。」とした上で、前述のとおり、「B地方裁判所及びC高等裁判所の判決により、自身が申立期間においてA社に勤務していたと認められていることから、当該期間に係る厚生年金保険料については、控除されていたと認められるべきである。」旨主張しているが、申立人は、昭和19年6月にA社における勤務を同社の了承を得ないまま中断し、同社とは全く関係のない別事業所に勤務した後、A社に再入社した旨を認めており、オンライン記録によると、申立人が、同年6月2日にD社で資格取得した後、同年7月1日にA社で資格喪失、申立期間直前の同年9月29日にD社で資格喪失していることを踏まえると、当該被保険者資格の得喪は、同一企業等における転勤又は異動によるものではなく、本事案は、「同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合」には該当しない。

さらに、申立人は、基本方針の別表2には、厚生年金保険料控除の肯定的な周辺事情の例として、「申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。」旨が記されているとした上で、学校の同級生と一緒にA社に入社した者のうち3人については、昭和20年8月の終戦まで一緒に勤務していたと記憶しているところ、裁判時に日

本年金機構から提出された資料によると、このうち2人については、資格喪失日が同年9月1日と記録されていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、控除されていたと認められるべきである旨主張しているが、当該3人のうち1人については、同社における資格取得日が19年3月15日、資格喪失日が同年6月1日となっており、当該同僚について、申立人が記憶する勤務期間に被保険者記録が確認できない期間がある上、ほかの2人については、同社における資格取得日が19年3月15日、資格喪失日が20年9月1日となっており、同社における被保険者期間に中断は無く、申立人とこれらの同僚とは事情が異なる。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 15183（福井厚生年金事案 528 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から平成元年 3 月 29 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬月額について、実際の給与月額よりも相当低額となっていることが分かったので、年金記録確認福井地方第三者委員会（当時。以下「福井委員会」という。）に年金記録の確認を申し立てたが、平成 23 年 10 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、今回、当時の状況を振り返ると、私が昭和 53 年 4 月に B 町役場（現在は、C 町役場）に所得証明書を提出した際の当該所得証明書の給与額は、標準報酬月額が 17 万円となるような低い額ではなかったと記憶している。

また、年金事務所の記録によると、私に対して、申立期間の一部において傷病手当金が支給されたことになっているが、私は当該傷病手当金を受け取った記憶が無く、私が病気で休んでいる間に、A社が傷病手当金を受け取り、給与から控除できなかった厚生年金保険料について、当該傷病手当金から差し引いていたと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、平成元年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できないこと、ii) 申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会を行ったが、当該期間において申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、iii)

事業主が申立人に対して、申立人と同じD資格を有する他事業所の従業員と同程度の給与を支給し、当該給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できないこと、iv) 社会保険事務所(当時)が、約14年の長期間にわたり、実際の報酬月額より低い額が届けられていた事実に気が付かなかったとは考え難いこと、v) 傷病手当金の支給決定額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額を基に計算された金額と一致している上、当該標準報酬月額については、遡って訂正が行われた形跡は見られず、オンライン記録とも一致していること等を理由として、福井委員会の決定に基づき、平成23年10月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和53年4月にB町役場に提出した所得証明書の給与額は、標準報酬月額が17万円となるような低い額ではなかった。」旨主張しているが、C町は、「当町が当該者に所得証明書の提出を求めることは無い。」と回答している。

また、前述のC町の回答内容について、申立人は、「当該所得証明書の提出は、妻が行ったので詳しいことは分からない。昭和52年か53年にE資金を借り入れるため、F金融機関に提出したのかもしれない。」旨改めて陳述したことから、F金融機関に照会したところ、同金融機関は、「E資金の融資申込時に提出された書類は、融資完済後、10年で廃棄するので、申立期間頃のものは保管していない。」と回答している上、このほかに、申立人から新たな資料の提出が無いことから、申立期間において、申立人が主張する報酬額に見合った厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間を通して、A社における給与額は25万円程度であった。」と主張している一方、「私が病気で休んでいる間に、A社が傷病手当金を受け取り、給与から控除できなかった厚生年金保険料について、当該傷病手当金から差し引いていたと思うが、当該差し引かれた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料だったと思う。」旨陳述しており、申立期間のうち、傷病手当金が支給されていた期間において、申立人が主張する給与支給額及び当該給与支給額に見合う厚生年金保険料額の控除をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、今回、改めて、A社の元取締役及び元従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、福井委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。